

別紙

国際水準GAP認証取得支援事業の実施に当たっての留意事項

平成 28 年 12 月 22 日付け
28 生産第 1584 号
農林水産省生産局長通知

本事業は、農業者によるGLOBALG. A. P. 及びJGAP (Advance、Basic) の認証取得数の大幅な増加を図るため、認証取得に要する初期費用を助成するものである。

認証取得者数は年々増加しているものの、更なる拡大を図る上では、継続的な費用負担の低減と合わせ、農業者の費用負担の低減を図っていくことが重要である。

については、継続的な費用負担の低減と合わせ、限られた財源の中で効率的かつ効果的に執行する観点から、下記のとおり助成額に一定の上限を設定することとする。

記

1 GAP認証の取得に係る取組

審査会社へ支払う審査費用に係る助成額の上限については、次のとおりとする。

(1) 審査会社へ支払う審査費用に係る助成額の上限

認証の種別	助成額の上限
GLOBALG. A. P.	20万円
JGAP Advance	12万円
JGAP Basic	8万円

ただし、支援対象者（事業実施者）が複数経営体により構成される団体等の場合には、現地審査の受審日数を明らかにした上で、以下の基準を適用できるものとする。

認証の種別	助成額の上限
GLOBALG. A. P.	20万円／日 × 現地審査の受審日数
JGAP Advance	12万円／日 × 現地審査の受審日数
JGAP Basic	8万円／日 × 現地審査の受審日数

(注1) 上限額は税抜き額とする。

(注2) 審査費用には諸費用（登録費用、認証発行手数料等）を含むものとする。

(注3) これとは別に旅費（実費）を助成する。

(2) 見積りの取得に当たっての留意点

支援対象者は、原則として、3者以上の審査会社から取得した相見積りの中で、最低価格を提示した者を採用するものとする。

審査会社は、見積書に現地審査に要する見込み日数を記載するものとする。

2 G A P 認証の取得に係る研修指導の受講の取組

研修を行うコンサルタント等へ支払う費用に係る助成額の上限については、次のとおりとする。

(1) 研修を行うコンサルタント等へ支払う費用に係る助成額の上限

認証の種別	助成額の上限
GLOBALG. A. P.	35万円
JGAP Advance	30万円
JGAP Basic	25万円

ただし、支援対象者（事業実施者）が複数経営体により構成される団体等の場合は、現地指導の受講日数を明らかにした上で、以下の基準を適用できるものとする。

認証の種別	助成額の上限
GLOBALG. A. P.	5万円／日 × 現地指導の受講日数
JGAP Advance	
JGAP Basic	

(注1) 上限額は税抜き額とする。

(注2) これとは別に指導機関の旅費（実費）を助成する。

(2) 見積りの取得

支援対象者（事業実施者）は、原則として、3者以上のコンサルタント等から相見積りもりを取得し、その中で最低価格を提示した機関を採用するものとする。

コンサルタント等は、支援対象者（事業実施者）が複数経営体により構成される団体等の場合は、見積書に現地指導に要する見込み日数を記載するものとする。

(3) 補助対象となるコンサルタント等の要件

コンサルタント等は、支援対象者（事業実施者）が取得に取組むG A P 認証の取得支援実績を5件以上有する者に限ることとし、当該実績に係る情報を見積書に添付させる。

3 I C T を活用した情報システムの利用の取組

ICTを活用した情報システムの利用に係る助成額の上限等については、次のとおりとする。

(1) ICTを活用した情報システムの助成対象経費

ア 対象となる経費

導入から12ヶ月以内分のICTシステム利用料

イ 対象とならない経費

ICT機器の購入費用、操作の研修及びその他上記アに該当しない経費

(2) 助成額の上限

区 分	上限額
支援対象者（事業実施者）が個別経営体の場合	10万円
支援対象者（事業実施者）が複数経営体により構成される団体等の場合	10万円×取組経営体数

(注) 上限額は税抜き額とする。

4 分析・調査の実施

分析・調査の実施に係る助成額の上限等については、次のとおりとする。

(1) 助成額の上限

区分	上限額
残留農薬分析費用	5万円
土壌分析費用	5千円
水質分析費用	1万円

ただし、支援対象者が複数経営体により構成される団体等の場合は、以下の基準を適用できるものとする。

分析の種別	上限額
残留農薬分析費用	5万円×取組経営体数
土壌分析費用	5千円×取組経営体数
水質分析費用	1万円×取組経営体数

(注) 上限額は税抜き額とする。

5 認証対応施設の改修資材の導入

認証対応施設の改修資材の導入に係る助成額の上限等については、次のとおりとする。

(1) 助成額の上限

区分	上限額
支援対象者（事業実施者）が個別経営体の場合	10万円
支援対象者（事業実施者）が複数経営体により構成される団体	10万円×取組経営体数 ※ただし、5経営体以上にあつて

等の場合	は 50 万円を上限とする
------	---------------

(注) 上限額は税抜き価格とする。

(2) 取得単価の上限

導入する対象は取得単価が 50 万円未満（税抜き）の物品等に限ることとする。